

身体障害者等に対する自動車税の減免について

身体又は精神に障害があるため、日常生活を営むにあたり、歩行することが困難である身体障害者、戦傷病者、知的障害者及び精神障害者(以下「身体障害者等」といいます。)の方の日常生活に不可欠な生活手段として使用される自動車について、一定の要件(障害の程度、自動車の名義等)を満たす場合は、申請に基づき自動車税の減免が受けられます。

I 減免の要件

1 減免の対象となる障害の程度

(1) 身体障害者手帳をお持ちの方

本人運転、家族運転、常時介護者運転の区分により、対象となる障害程度の範囲が異なります。

障害の区分		本人運転 (身体障害者等本人が運転)	家族運転 (生計を一にする方が運転) 常時介護者運転 (常時介護する方が運転)
視覚障害		1～3級及び4級の1	1～3級及び4級の1
聴覚障害		2～3級	2～3級
平衡機能障害		3級	3級
音声機能障害(注2)		3級(喉頭摘出による音声機能障害に限る)	該当なし
上肢不自由		1～2級	1～2級の1～2(注1)
下肢不自由		1～6級	1～2級及び3級の1(注1)
体幹不自由		1～3級及び5級	1～3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1～2級 (一上肢のみの場合を除く)	1～2級 (一上肢のみの場合を除く)
	移動機能	1～6級	1～3級 (一下肢のみの場合を除く)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 心臓機能障害 ・ 腎臓機能障害 ・ 呼吸器機能障害 ・ 膀胱又は直腸機能障害 ・ 小腸機能障害 		1級及び3～4級	1級及び3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1～4級	1～3級
肝臓機能障害		1～4級	1～3級

(注1) 複合障害により身体障害者手帳の等級が上がっている場合は、個々の障害の等級で判定します。ただし、次の複合障害の場合は、複合の等級で判定します。

上肢不自由と下肢不自由の複合障害で、一上肢上腕1/2欠損(2級の3)又は一上肢機能全廃(2級の4)と一下肢大腿1/2欠損(3級の2)又は一下肢機能全廃(3級の3)の複合障害により身体障害者手帳の等級が1級の場合は、家族運転、常時介護者運転に該当します。

(注2) 言語機能障害及びそしゃく機能障害は含みません。

(2)その他の手帳をお持ちの方

本人運転・家族運転・常時介護者運転に共通で、次の障害の程度が対象となります

手帳の種類	対象となる障害の程度
療育手帳	障害の程度「A」
精神障害者保健福祉手帳	障害の程度「1級」
戦傷病者手帳	県税事務所へお尋ねください

2 減免の対象となる自動車

(1)自動車名義人等の要件

区分		自動車の名義	運転者
本人運転	本人所有本人運転	身体障害者等本人	身体障害者等本人
	家族所有本人運転	身体障害者等と生計を一にする方	
家族運転	本人所有家族運転	身体障害者等本人	身体障害者等と生計を一にする方
	家族所有家族運転	身体障害者等と生計を一にする方	
常時介護者運転		・身体障害者等本人 ・身体障害者等と生計を一にする方（身体障害者等に限り）	身体障害者等を常時介護する方

※ 「生計を一にする方」とは、身体障害者等と原則同居し、生活の資を共にしている親族(配偶者(婚姻未届の者を含む)、6親等内の血族及び3親等内の姻族並びに「佐賀県パートナーシップ宣誓書受領証(佐賀県と連携協定を締結した自治体が発行した書類を含む。)」の発行を受けた者)をいいます。

※ 常時介護者運転の場合は、身体障害者等の移動のためにのみ使用することが要件となります。

(2)自動車の制限

身体障害者等のために使用する自動車は、次の要件に該当することが必要です。

	制限事項	備考
台数	身体障害者等1人に対して 1台の自動車に限る	軽自動車税の対象となる軽自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を含めて1台まで
車種	制限なし	
用途	自動車検査証(いわゆる「車検証」)に「自家用」と記載されている自動車に限る	車検証に「営業用」と記載されている自動車、リース車は減免の対象となりません
運転免許	運転免許証の免許の条件に合致した自動車に限る	車両総重量の制限、特定後写鏡、手動式アクセル・ブレーキ、AT車又はノークラッチ式車両に限る等の条件に合致する必要があります
使用頻度	それぞれ右の使用頻度で使用する自動車に限る	本人運転 身体障害者等が 運転する頻度が最も高い自動車(※)
		家族運転 身体障害者等が、 運転する場合と同乗する場合を合わせて最も使用頻度が高い自動車

※ 本人運転の場合は、身体障害者等本人が当該自動車を**50%以上運転する**ことが要件となります。

例えば、当該自動車を同居家族も運転する場合、身障者等本人が運転する頻度が50%以上である必要があります。

(3) 既減免車がある場合の制限等

減免申請時に、既に減免を受けている自動車(既減免車)がある場合は、既減免車の抹消登録又は移転登録をしなければ、新たに取得された自動車の減免は受けられません。

買い替えた場合の減免(取得年度の減免の可否)

既減免車の処分	取得した自動車	減免の可否
抹消登録	新車又はナンバーのついていない中古車(新規登録)	可
	ナンバーのついていない中古車(移転登録)	課税されない(翌年度から減免)
移転登録	新車又はナンバーのついていない中古車(新規登録)	否(翌年度から減免)
	ナンバーのついていない中古車(移転登録)	課税されない(翌年度から減免)

II 減免する額

- 45,000円を上限として減免します。
- ただし、グリーン化税制による重課対象車の場合は、51,700円(バス・トラックは49,500円)を上限として減免します。
- なお、月割で課される自動車税を減免する場合や、年税額を月割で減免する場合は、この限度額も月割となります。
- ※ 上限額を超える差額は納税する必要があります。

III 減免申請の手続き

1 減免申請期限及び申請窓口

	減免を受けようとする自動車	申請期限	申請窓口
1	年度の中途に所有することとなった自動車	① 運輸支局で自動車を新規登録する日まで ② 登録後(①の申請期限後)の随時	佐賀県税事務所 自動車税課 (佐賀市若楠)
2	賦課期日(4月1日午前零時)現在、自動車を所有し、減免の要件を備えている場合	自動車税の納期限まで	各県税事務所
3	4月1日以降に身体障害者手帳等の交付を受け、減免の要件を満たすこととなった場合(上記2で申請期限を過ぎた場合を含む。)	毎月末日まで (この場合は、申請の翌月以降分を限度額の月割額を上限として減免します。)	各県税事務所

※軽自動車税の減免申請については、お住いの市役所又は町役場で減免の手続きを行ってください。

2 減免申請に必要な書類等

	本人運転	家族運転	常時介護者運転
① 減免申請書(及び誓約書)	●	●	●
② 身体障害者手帳等(原本)	●	●	●
③ 運転免許証(表裏写し可)	●	●	●
④ 自動車検査証(写し可) ※ 自動車検査証記録事項(写証し可)をお持ちの方はご提示ください	●	●	●
⑤ 住民票謄本等 (発行日から3か月以内のもの)	—	—	●
⑥ 誓約書	—	—	●

※ 既に減免を受けている方が買い替えの理由で減免する自動車を切り替える場合には、上記記載の書類等のほかに、次の書類等が別途必要となります。

ア 自動車を抹消したとき…減免の適用を受けていた自動車の抹消登録証明書等

イ 自動車を譲渡(移転登録)したとき…減免の適用を受けていた自動車の移転登録後の自動車検査証(写)等、自動車の譲渡先等が確認できる書類

※ マイナ免許証の場合、申請受付窓口で暗証番号の入力が必要ですので、あらかじめ番号の確認をお願いします。

申請内容に変更があった場合

- 身体障害者等の方の死亡、運転免許証の未更新・返還、手帳の等級の変更・返還等により、自動車税の減免の要件に該当しなくなった場合は、速やかに最寄りの県税事務所へご連絡ください。
- 県外に転居された場合は、速やかに転居先のナンバープレートに変更し、転居先にて減免手続きを行ってください。

問合せ先

機関名	電話番号	所在地
佐賀県税事務所 納税課	0952-30-3162	〒840-0826 佐賀市白山2丁目6番33号 永池本店ビル1階
唐津県税事務所 納税課	0955-73-1551	〒847-0861 唐津市二タ子3-1-5
武雄県税事務所 納税課	0954-23-3103	〒843-0023 武雄市武雄町昭和265
佐賀県税事務所 自動車税課 ※車の登録時の申請のみ	0952-30-1511	〒849-0928 佐賀市若楠2-7-5

家族運転における減免の要件を緩和しました

使用目的・使用回数の要件を廃止しました。通院や通学等の証明書の提出は不要です。詳しくは、佐賀県ホームページをご覧ください。

